

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する掛川市職員対応要領

(目的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、掛川市職員（非常勤又は臨時の職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、市の事務又は事業を行うに当たり、法第7条第1項の規定の趣旨にのっとり、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいをいう。以下同じ。）を理由として、障がいのある人（障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）に対して、不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。

これに当たり、職員は、別に定める「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する掛川市職員対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）」に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、市の事務又は事業を行うに当たり、法第7条第2項の規定の趣旨にのっとり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

これに当たり、職員は、マニュアルに留意するものとする。

(所属長の責務)

第4条 所属長（市が管理する施設の長を含む。以下同じ。）は、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の業務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、所属職員に対し注意を喚起し、その認識を深めさせること。
- (2) 障がいのある人及びその家族その他の関係者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認し、対処すること。
- (3) 合理的配慮の提供が必要と認められた場合は、所属職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

- 2 所属長は、所管する事務又は事業に関し、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

第5条 職員による障がいを理由とする差別に関する障がいのある人及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、健康福祉部福祉課に相談窓口を置く。

- 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障がいのある人がコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ、総務部行政課と調整の上、関係部署間で情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。

(研修・啓発)

第6条 障がいを理由とする差別の解消を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

- 2 新たに職員となった者に対しては、障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに所属長となった職員に対しては、障がいを理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。
- 3 職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がいのある人に適切に対応するためマニュアル等により、意識の啓発を図る。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。